

「第6次福岡県男女共同参画計画」に係る計画第一部会及び計画第二部会の設置について

1 概要

本県の男女共同参画社会の実現に向け、関連する施策を総合的に推進していく観点から、「福岡県男女共同参画計画」、「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」及び「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」の3つの計画を統合して一本化することとした。

このことに伴い、部会の設置要綱を定める「福岡県男女共同参画審議会 部会設置要綱」の一部を以下のとおり改正するとともに、計画策定に向けて、「計画第一部会」及び「計画第二部会」を設置することとしたい。

2 「福岡県男女共同参画審議会 部会設置要綱」の改正内容

(1) 第二条

それぞれの部会の名称を改めるもの。

(2) 第三条

それぞれの部会の名称及び委員数を改めるもの

(3) 第六条、第七条

それぞれの部会が審議する事項を改めるもの。

3 「福岡県男女共同参画審議会 部会設置要綱」の新旧対照表

別紙1のとおり

4 改正後全文

別紙2のとおり

5 施行年月日

審議会にて承認された日から施行する。

6 部会の設置

「福岡県男女共同参画審議会部会設置要綱」第2条第2項に基づき、第6次「福岡県男女共同参画計画」を策定するまでの期間、「福岡県男女共同参画計画第一部会」、「福岡県男女共同参画計画第二部会」を設置する。

福岡県男女共同参画審議会部会設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
第一条 (略) (部会名) 第二条 審議会に次の部会を置く。 一 苦情処理部会 二 表彰部会 三 福岡県男女共同参画計画<u>第一部会</u> 四 <u>福岡県男女共同参画計画第二部会</u> 2 前項の三及び四の部会については、審議会が必要と認める期間、設置するものとする。 (部会委員) 第三条 部会委員の数は、次のとおりとする。 一 苦情処理部会は三名以内とする。 二 表彰部会は六名以内とする。 三 福岡県男女共同参画計画<u>第一部会は七名以内とする。</u> 四 <u>福岡県男女共同参画計画第二部会は七名以内とする。</u> 第四条 ～ 第五条 (略) (福岡県男女共同参画計画<u>第一部会</u>) 第六条 福岡県男女共同参画計画<u>第一部会は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第六条により定める都道府県計画について審議し、審議会に報告する。</u> (福岡県男女共同参画計画<u>第二部会</u>) 第七条 <u>福岡県男女共同参画計画第二部会</u>は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年四月十三日法律第三十一号）第二条の三<u>及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第八条により定める都道府県計画</u>について審議し、審議会に報告する。 第八条 (略)	第一条 (略) (部会名) 第二条 審議会に次の部会を置く。 一 苦情処理部会 二 表彰部会 三 <u>福岡県男女共同参画計画部会</u> 四 <u>福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画部会</u> 2 前項の三及び四の部会については、審議会が必要と認める期間、設置するものとする。 (部会委員) 第三条 部会委員の数は、次のとおりとする。 一 苦情処理部会は三名以内とする。 二 表彰部会は六名以内とする。 三 <u>福岡県男女共同参画計画部会は十名以内とする。</u> 四 <u>福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画部会は六名以内とする。</u> 第四条 ～ 第五条 (略) (福岡県男女共同参画計画部会) 第六条 <u>福岡県男女共同参画計画部会は、条例第二十一条第三項により策定される「男女共同参画計画」について審議し、審議会に報告する。</u> (福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画部会) 第七条 <u>福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画部会</u>は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年四月十三日法律第三十一号）第二条の三により策定される「<u>都道府県基本計画</u>」について審議し、審議会に報告する。 第八条 (略)

福岡県男女共同参画審議会部会設置要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、福岡県男女共同参画審議会規則（平成十三年福岡県規則第六十九号。以下「規則」という。）第五条第一項の福岡県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に置く部会に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会名)

第二条 審議会に次の部会を置く。

- 一 苦情処理部会
- 二 表彰部会
- 三 福岡県男女共同参画計画**第一部会**
- 四 **福岡県男女共同参画計画第二部会**

2 前項の三及び四の部会については、審議会が必要と認める期間、設置するものとする。

(部会委員)

第三条 部会委員の数は、次のとおりとする。

- 一 苦情処理部会は三名以内とする。
- 二 表彰部会は六名以内とする。
- 三 福岡県男女共同参画計画**第一部会**は**七名以内**とする。
- 四 **福岡県男女共同参画計画第二部会**は**七名以内**とする。

(苦情処理部会)

第四条 福岡県男女共同参画推進条例（平成十三年福岡県条例第四十三号。以下「条例」という。）

第十七条第一項により県が実施する施策について男女共同参画に係る苦情の申し出があった場合であって、同条第二項により知事が必要と認めるときは、苦情処理部会を開催するものとする。

2 前項により苦情処理部会を開催した場合の当該部会の決議は、規則第五条第五項により、審議会の決議とする。

(表彰部会)

第五条 表彰部会は、条例第十条により実施される福岡県男女共同参画表彰の被表彰候補者について審議をし、審議会に報告する。

(福岡県男女共同参画計画**第一部会**)

第六条 福岡県男女共同参画計画**第一部会**は、**男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第六条により定める都道府県計画について審議し、審議会に報告する。**

(福岡県男女共同参画計画**第二部会**)

第七条 **福岡県男女共同参画計画第二部会**は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年四月十三日法律第三十一号）第二条の三**及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第八条により定める都道府県計画**について審議し、審議会に報告する。

(補足)

第八条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この要綱は平成18年3月30日から施行する。

附則

この要綱は平成22年5月10日から施行する。

附則

この要綱は令和7年5月 日から施行する。